

入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

◎ 食事療養費標準負担額

			1食あたりの負担額
			令和6年6月1日以降
一般			490円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ		230円
			(91日目以降180円)
	低所得者Ⅰ	70歳未満	230円
			(91日目以降180円)
		70歳以上75歳未満	110円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者			280円

◎ 65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養費標準負担額

		1食あたりの負担額
		令和6年6月1日以降
課税世帯	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する	490円
	医療機関に入院している者	
	入院時生活療養（Ⅱ）を算定する	450円
	医療機関に入院している者	
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	230円
		（医療の必要度に高い方）
		91日目以降180円
	低所得者Ⅰ	140円
		（医療の必要度に高い方）
		110円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		280円